

# 私債権等回収事務研修



## ◆研修のねらい

私債権等（自力執行権がなく、滞納処分により強制徴収することができない債権）の徴収事務を遂行するために必要な基礎的知識を修得し、実務能力の向上を図る。

## ◆研修情報

- 対象者 基本的事項を習得した私債権等回収事務の担当職員
- 募集人員 36名
- 日程 令和2年8月27日（木）～28日（金）
- 研修形式 スクール

## ◆研修概要

自治体が自立した行財政運営をすすめていくためには、自主財源の要となる税や公的料金の確保が重要であり、公正・公平に滞りなく徴収するための強化が求められています。本研修は、滞納処分できない債権の回収に必要な手続き及び根拠法を理解するとともに、債権回収プロセスの事務手続きの実務について解説します。

## ◆予定科目

- I. 自治体債権の分類
- II. 滞納処分できない債権の性格
- III. 滞納整理の方法
- IV. 時効制度
- V. 相続による納付義務・履行義務の継承
- VI. 書類送達についての地方税法の規定の準用
- VII. 延滞金と遅延損害金
- VIII. 強制執行等

## ◆登壇予定講師

一般社団法人日本経営協会  
講師 杉之内 孝司 氏

## ◆こんな人におすすめ

- 債権徴収事務のレベルアップを図りたい方
- 滞納処分できない債権の回収に必要な手続きについて学びたい方

## ◆担当者から

財政難の中、自主財源の確保が求められています。その中でも滞納処分ができない債権の回収はどうしても折衝によることが大きく、業務の負担が大きくなります。

こうした私債権等の回収に必要な事務手続きを座学で学ぶとともに、他市町村の職員との情報交換を通じて日頃の悩みを解消しましょう。

## ◆スケジュール

	10:00	10:15		11:45	12:45		16:45
1日目	オリエンテーション	自治体債権の分類	滞納処分できない債権の性格	休憩	滞納整理の方法	時効制度	
2日目	9:00		11:45	12:45		16:00	
	相続による納付義務・履行義務の継承	書類送達についての地方税法の規定の準用	休憩	延滞金と遅延損害金	強制執行等	アンケート・事務連絡	